

事務連絡
令和元年8月2日

都道府県災害救助担当主管部（局）長 殿
都道府県防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

避難所の生活環境の改善について（留意事項）

災害発生後の避難所の生活環境の改善につきましては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定。内閣府（防災担当））」（以下「取組指針」という。）等を参考に行っていただいているところです。

取組指針には、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底することと、避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じて、警備員等の雇用も検討することも記載しております。

このための支援として、「災害救助事務取扱要領（平成31年4月。内閣府政策統括官（防災担当））」には、災害救助法が適用された市町村（都道府県）において、避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要やむを得ない理由がある場合は、民間への委託も支弁対象である旨も記載しているところです。

今後の風水害等の災害において万全を期すため、改めてお伝えするとともに、管内市町村に対して、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
石田、浅井、山田
TEL 03 - 3501 - 5191

(参考1)

○避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定。内閣府（防災担当））（抄）

第2 発災後における対応

12 防災・防犯対策

(1) 防火対策（略）

(2) 防犯対策

①・・・また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底すること。

②避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も検討すること。

(参考2)

○災害救助事務取扱要領（平成31年4月。内閣府政策統括官（防災担当））（抄）

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

1 避難所の設置

(1)～(3)（略）

(4) 留意点

ア～ウ（略）

エ 市町村（都道府県）は、法による避難所を設置した場合、避難所における個別的な需要の把握や防犯対策を進めるため、警察等と連携し各避難所への巡回パトロール等について配慮し、避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要なやむを得ない理由がある場合は、警備員等の雇用も考慮して差し支えない。

オ～シ（略）